

## 【札幌市教育委員会学校等使用規則】

昭和 27 年 12 月 8 日  
教育委員会規則第 8 号

### (目的)

第 1 条 この規則は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 4 項の規定に基づいて、学校その他教育委員会（以下「委員会」という。）が指定する行政財産（以下「学校等」という。）を、その用途又は目的を妨げない限度において使用させることについて必要な事項を定めることを目的とする。ただし、社会教育の普及を図ることを目的として行う学校施設の使用については、別に定める。

### (使用の許可)

第 2 条 委員会は、その使用が次の各号の一に該当し、かつ当該学校等の用途又は目的を妨げないと認めるときは、学校等の使用を許可することができる。

- (1) 社会教育を目的とした集会を行うとき
- (2) 公衆の利便を図るための活動を行うとき
- (3) その他委員会が公益上適当と認めるとき

## 【学校（園）長が許可できる目的外使用取扱要綱】

教育委員会が所管する学校施設（高等専門学校を除く。以下同じ。）を目的外使用させる場合において、学校（園）長が当該学校施設を直接使用できる場合の取扱いについては、ほかに定めがあるもののほか、この要綱によるものとする。

### (許可できる範囲)

1. 次の各号に該当し、かつ、使用期間が連続して 3 日を超えないものの許可については、当該学校施設の学校（園）長が許可できるものとする。
  - (1) P T A 等の行事（児童生徒の教育活動を支援するための活動を除く。）で次に該当するとき
  - (2) 同窓会の行事での使用
  - (3) 校下に所在する町内会等の行事等で次に該当するとき
  - (4) 市内に所在する児童生徒を対象としたスポーツ大会、文化発表会の会場としての使用（中体文連、高体文連を除く）